

経営税務講習会

税制改正の動向と確定申告のポイント
税制改正大綱から見えてくるもの

協会はこの時期恒例の経営税務講習会を、二月十三日は医科向け、十四日は歯科向けとして開催しました。講師の橋本邁協会顧問税理士は、独自に作成した資料「税制改正スケジュール」を使って改正内容を時系列的に解説しました。

三年先のスケジュールが明確に

昨年末の総選挙、政権交代の影響で自民党の税制改正大綱が出たのは例年より



一カ月以上遅い一月二十四日でした。与党の絶対多数ということもあり、向こう三年先の税制改正スケジュールが盛り込まれています。なかでも消費税について



医科経営税務講習会 (2/13 富山・電気ビル)

平成25年度税制改正大綱

第三 検討事項

5 医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

は、今年四〜六月の景況を見て平成二十六年四月に5%から8%に引上げることが前政権で決まっていた。ですから、今年上半期は名目成長率に注力することは何でもやれということ、公共工事など即効性があるバラマキを行っています。土建や建設業者など職人がいなくなるほどお金を使い景気を揚げようとしているのが今の情勢です。

政府はなんとしても実施したいので、いろんな物価が上がることを認めています。そうしないと平成二十六年四月の消費税増税ができません。以上のことをふまえて先生方は、設備投資の判断を行ってください。建物の改修や、医療機器の発注などは少なくとも年内にやっておくべきだと思います。

一方で来年の診療報酬改定はどうなるでしょうか。このまま行けば消費税率を加味した一・五〜二・〇%

相続税課税強化の影響は大きい

復興特別税

今年の四月から法人税率が5%引下げられますが、その税額に対して一〇%上乗せするというのが、復興特別法人税です。これは昨年実施され、平成二十七年三月末までの事業年度に適用されます。所得税は今年から二・一%上乗せし、さらに住民税が千円上乗せとなります。これが平成四十九年まで延々と続くのです。

所得税の最高税率引き上げ

消費税率の「逆進性」への不満を和らげるため、所得税の最高税率が四〇%から四五%に上げられます。ただし各種控除を引いた課税所得が四千万円超です。対象者は全体の〇・一%に過ぎません。他に所得税で変わったことは、給与所得控除です。二四五万円

が上限となり、給与収入が一五〇万円を超えた分は経費をみてくれないということ。相続税基礎控除

減価償却について細かい話を一つ。ここ最近で三回償却率が変わりました。①平成十九年四月以前、②平成十九年四月一日〜平成二十四年三月三十一日、③それ以降です。それぞれの耐用年数六年を見ると、①〇・三一九、②〇・四一七、③〇・三三三。

これだけ違いがあります。仮に一千万円の医療機器があったとします。①のときは、三一九万円が初年度の償却です。②だと四一七万円は負担する税金にかなり影響が出ます。個人事業主は、平成二十四年の四〜十二月に買ったものも②で計算してもいいということになります。しかし、医療法人等で四月一日以降に期首がある場合は③で計算しないとダメです。つまり事業形態によって、また特定の日を境にして大きな違いが出てきます。償却資産の購入の際はその点まで考慮に入れるのが税理士の世界です。

教育資金の贈与は景気対策

教育資金の贈与

これは富裕層にとっては減税にあたります。私たちの世代から孫への教育資金を一人あたり一五〇〇万円を贈与しても無税になります。期間は今年の四月から平成二十七年末までの三年間です。ただし流用されないように、国はさまざまな

贈与したお金は孫名義の口座に置き、その管理を銀行に任せ、納付金の領収証などで学校に納めたお金だと確認したものだけをその口座から払い出しを認めるという規定になると思います。もし孫が三十歳になった時点で残額があれば贈与税がかかります。

これも、高齢者の資金をなるべく早く若い世代に渡し、現役世代の負担感を軽くして消費を促そうとする狙いがあるのです。

新・税制改正スケジュール 橋本邁

	H24. 4. 1	25. 1. 1	25. 4. 1	26. 1. 1	26. 4. 1	26. 6. 1	27. 1. 1	27. 10. 1
所得税		●給与所得控除 1500万超245万打ち切り ●復興特別所得税スタート 税額の2.1% (H49までの25年間)		●住宅ローン減税延長 ●4段階課税の廃止 (収入7000万超)		●復興特別住民税 年額1000円 (H35年までの10年間)	●最高税率40%→45% (課税所得4000万超)	
消費税	5%(現行)		増税アップ の景気判断		●5%→8%にアップ 軽減税率見送り			●8%→10%にアップ 軽減税率の検討 (医療も)
相続税			●子・孫への教育資金 贈与スタート (H27年12月未まで) 30歳未満の者へ 1人1500万まで				●相続税 基礎控除 5000万→3000万 1000万→600万 最高税率 50%→55% 6億円超に対して55% ●贈与税 3000万超に対して 50%→55%	
法人税	●法人税率引き下げ ●復興特別法人税 法人税額の10% (H27. 3. 31までの3年間)		●投資減税あり ●4段階課税の廃止 (収入7000万超)					
その他					●印紙税の軽減 ●エコカー減税の拡充			●自動車取得税廃止